

令和元年度 第11回 直江津区地域協議会

次 第

日時：令和2年1月21日（火）**17:00 - 18:00**

会場：レインボーセンター 第三会議室

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1 開 会 | 17:00 - 17:02 |
| 2 会長あいさつ | 17:02 - 17:05 |
| 3 議 題 | |
| 【協議事項】 | 17:05 - 17:55 |
| ・地域活動支援事業について | |
| 4 その他 | 17:55 - 18:00 |
| 5 閉 会 | |

【 令和2年度地域活動支援事業 直江津区の採択方針等について 】

項目	令和元年度	令和2年度
採択方針	右欄上段のとおり	
募集期間	・4/1(月)から4/26(金)まで	(事務局案) ・4/1(水)から4/28(火)まで
周知方法	■全市的な取り組み ・4/1 広報上越、市HPへの掲載 ・報道機関への情報提供 など	■全市的な取り組み ・令和元年度と同様
	■直江津区での取り組み ・3/1 たよりを全戸配布(事前相談受付) ・3/16(土)説明会(レインボーセンター) ・4/1 募集要項を全戸配布	■直江津区での取り組み ・3/1 たよりを全戸配布(事前相談受付) ・2/22(土)説明会(レインボーセンター) ・4/1 募集要項を全戸配布
補助率等	・事業費の上限・下限：なし ・補助率：10/10以内 ・採択額が配分額を超えた場合は、配分額内になるよう一律に圧縮	
審査方法	・全体協議(1回目)を実施 ・提案内容に疑義のある部分は、質問票にて提案者に回答を求め、その回答を受けて、全体協議(2回目)を実施 ・疑義の回答及び採択方針・審査基準に基づき、既定の採点票にて個別採点を実施	
傾斜配点	・重要項目について傾斜配点を実施 50点満点(基準点5点) (×3)公益性15点、 (×2)必要性10点、実現性10点、 参加性10点 (×1)発展性5点	
採 択	・個別採点の採択基準は30点以上とし、会長も含め委員の過半数が30点以上としたものを採択とする。 ・なお、同数となった場合は全体協議にて採択を決定	
そ の 他	・提案団体の役員等は審査に参加しない。	

直江津区 地域活動支援事業 採択方針

直江津区住民の生活環境の向上に資する事業のほか、交通の要衝、結節点である直江津区の活性化につながる事業、歴史と文化あふれる直江津区の観光資源を活かす事業とし、事業実施による効果が期待できる事業でノブト事業を優先的に採択する。

優先的に採択する事業の分野

- 地域振興に資する事業
(例)まちの活性化、各種団体との連携、文化・歴史・観光資源の活用、港や海を活かした事業等
- 生活環境の向上に資する事業
(例)不法投棄対策、美化活動、循環バスの運行等
- 人にやさしいまちづくりに資する事業
(例)歩いて暮らせるまち、住民交流の場の充実、健康増進、介護、認知症予防等
- 住民の生涯学習に関する事業
(例)講演会、講習会、各種講座等
- 安全安心なまちづくりに資する事業
(例)防災・防犯対策、住民の見守り、通学路の安全確保等
- 教育文化に資する事業
(例)教育環境の充実、子育て支援等
- その他
上記に属さないが、直江津区の住みよさにつながる事業で、地域活動支援事業の目的に沿った事業

◆基本審査・共通審査基準(全区共通)

審査項目	審査の視点
① 公益性	・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか。 ・補助金を充てて購入した物品や修繕した施設等が、長く地域で活用される見込みがあるか。 ・全市的な方向性と合致しているか。 ・提案者以外の市民や団体等に不利益を与えるものではないか。
② 必要性	・地域の課題解決や活力向上に効果が見込まれる取組であるか。 ・地域の実情や住民要望に対応したものか。 ・緊急性の高い提案事業であるか。 ・ほかの方法で代替できないものであるか。 ・補助金を充てる経費が提案事業を実施する上で不可欠なものであり、その規模も必要な限度となっているか。
③ 実現性	・目標(達成すべきこと)や事業内容が明確なものか。 ・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか。 ・資金調達の規模や時期に無理はないか。
④ 参加性	・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。
⑤ 発展性	・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。 ・事業の終了後における自立性や発展性は期待できるか。 ・提案団体に、信頼性や将来性はあるか。

令和2年度上越市地域活動支援事業
直江津区の補助対象事業について

■対象事業（全区共通）

身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、
市民の皆さんが自発的・主体的に行う地域活動

◎ただし、次のものは対象外とする。

（下線部分については、直江津区において追加する事項）

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治活動・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業
- ・ 事業主体の構成員に補助事業の成果が限られる事業
- ・ 地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする
事業